

次世代エッジAI半導体研究開発事業 実施マニュアル



次世代エッジAI半導体
研究開発事業

令和8年2月

JST 未来創造研究開発推進部

はじめに

本マニュアルは、次世代エッジAI半導体研究開発事業の研究開発を進める方々等を対象として、研究開発実施計画、研究費執行、成果の発表、研究評価等の研究開発推進上のポイントを解説したものです。

次世代エッジAI半導体研究開発事業の研究費は、国民の貴重な税金でまかなわれています。よって、JSTが定めるルール及び各所属機関が定めるルールを遵守し、研究費の公正かつ効率的な使用に努めてください。

■用語解説

プログラムディレクター (PD)	事業の運営全般を統括し、研究開発の全般的なマネジメントを行う。また、事業全体を俯瞰する立場から、事業運営方針の策定・見直し、予算を含むテーマ(テーマ①: 高効率自動設計による次世代AI回路・システム、テーマ②: 3D集積技術、テーマ③: 次世代トランジスタ技術)を横断する事項の調整、各テーマにおける採択課題の決定、ステージゲート審査結果に基づく研究開発課題の継続・中止の決定など事業運営上の重要案件について決定する。
プログラムオフィサー (PO)	PDの全体統括の下、担当テーマにおいて、各研究開発課題のマネジメントを行う。専門的な知見を有した AD等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選考、サイトビジット等を通じた研究開発課題の進捗管理や指示、ステージゲート審査等を実施する。また、評価結果等を踏まえて研究開発費の増減、課題の連携、体制の見直し、課題の早期終了(中止)等を行う。
アドバイザー (AD)	各テーマにおける研究推進のための助言者、研究課題の評価にも協力。
プログラムスーパーバイザー (PSV)	事業の実施及び運営に関し、PD及びPOに助言する。
研究開発課題	公募に対して提案・採択された研究開発の名称。 (「研究開発題目」との違いにご注意ください)
研究開発題目	研究開発課題の下に委託研究契約単位に設定される委託研究の名称。
研究開発チーム	研究開発課題を実施する単位。
研究開発代表者	研究開発を推進する研究開発チーム(研究開発課題)の総責任者。
グループリーダー	研究開発チームにおいて、研究開発課題を構成する研究実施項目(グループ)ごとの責任者にあたり、研究開発課題の推進をリードする者。
主たる研究分担者	研究開発代表者・グループリーダーのもと、委託研究契約等に係る研究開発を中心的に行う者。主たる研究分担グループ(サブグループ)をとりまとめる。
研究担当者	研究開発代表者及び主たる研究分担者(委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される者)。
研究参加者	当該研究開発題目に参加する研究開発実施計画書に記載のメンバー。
研究開発実施計画	研究開発チーム単位で作成され、POの承認を得た当該課題の研究開発実施計画。
研究代表機関	研究代表者の所属機関
研究開発機関	主たる研究分担者の所属機関
研究開発機関等	研究代表機関及び研究開発機関の総称

目次

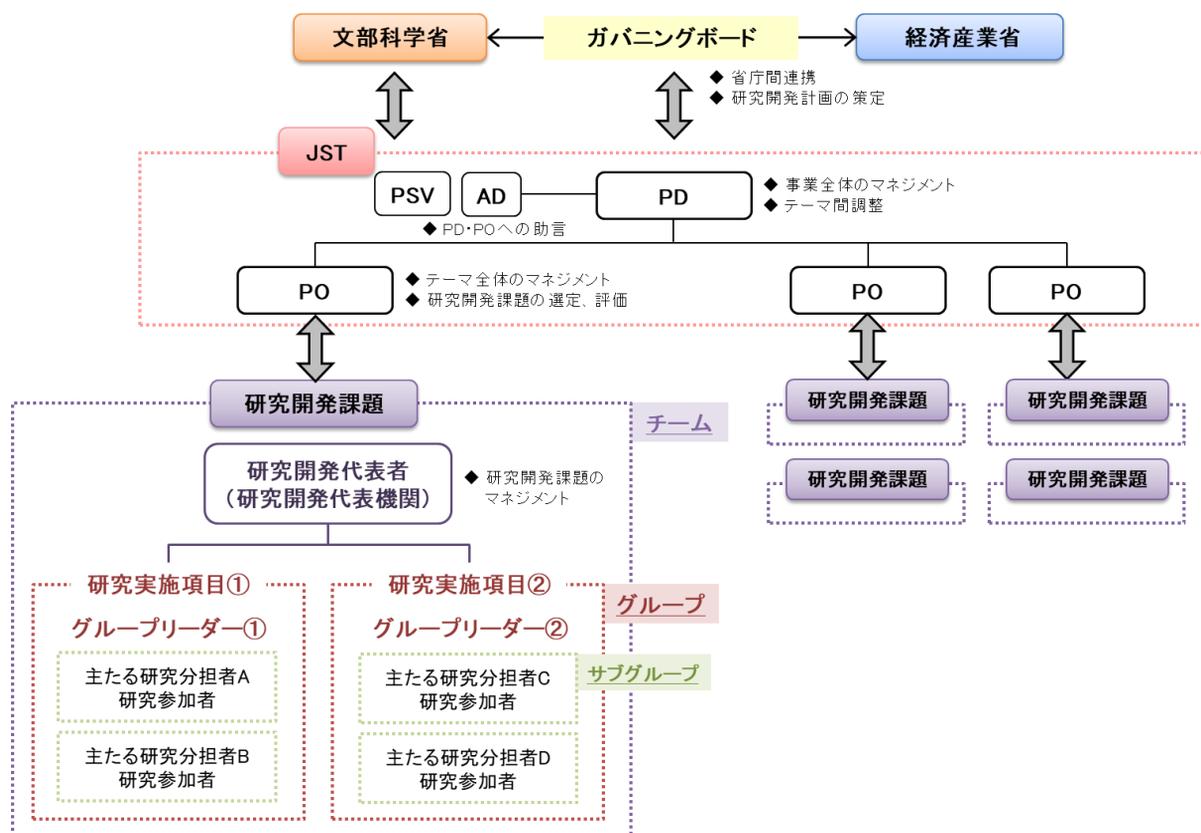
■はじめに	2
■全体概要	
1. 次世代エッジAI半導体研究開発事業	4
■研究開発実施計画・研究開発費執行	
2. 研究開発体制	8
3. 研究開発費の決定	12
4. 研究開発費の使途	14
5. 企業・大学等における注意事項	17
6. 企業等における注意事項	18
7. 機器の共用・合算購入及び費目間流用	20
8. 次年度への繰越について	21
9. 公正で誠実な研究開発の推進に向けて	23
■研究開発成果	
10. 研究開発成果の扱い	24
■研究開発評価	
11. 進捗管理・評価・報告書	29
■その他留意点	
12. 移籍・異動・機関の追加等について	30
13. 事故等発生時における迅速な報告について	31
14. その他、研究開発推進上の留意点	32
15. 社会実装に向けた成果展開のための支援	36
16. JST情報サービスのご案内	37

1. 次世代エッジAI半導体研究開発事業

～事業全体の概要～

・近年、データ処理量の急増に伴い、クラウド側での消費電力の増大が大きな課題となっており、エッジ側での高度な情報処理を可能とするAI半導体の飛躍的な性能向上が必要となっています。本事業では、アカデミアのシーズを活用することで、従来では達成困難な超低消費電力等の革新的な次世代エッジAI半導体の実現及びそれを通じたGXの実現に貢献します。

・具体的には、超低消費電力等の革新的な次世代エッジAI半導体に必要となる設計、製造、材料などの技術に関して、既存の産業あるいは2030年代中盤以降に求められる新たな産業からバックキャストした技術のうち、アカデミアが行うべき技術について、産業界への速やかな橋渡しを意識した研究開発を行います。

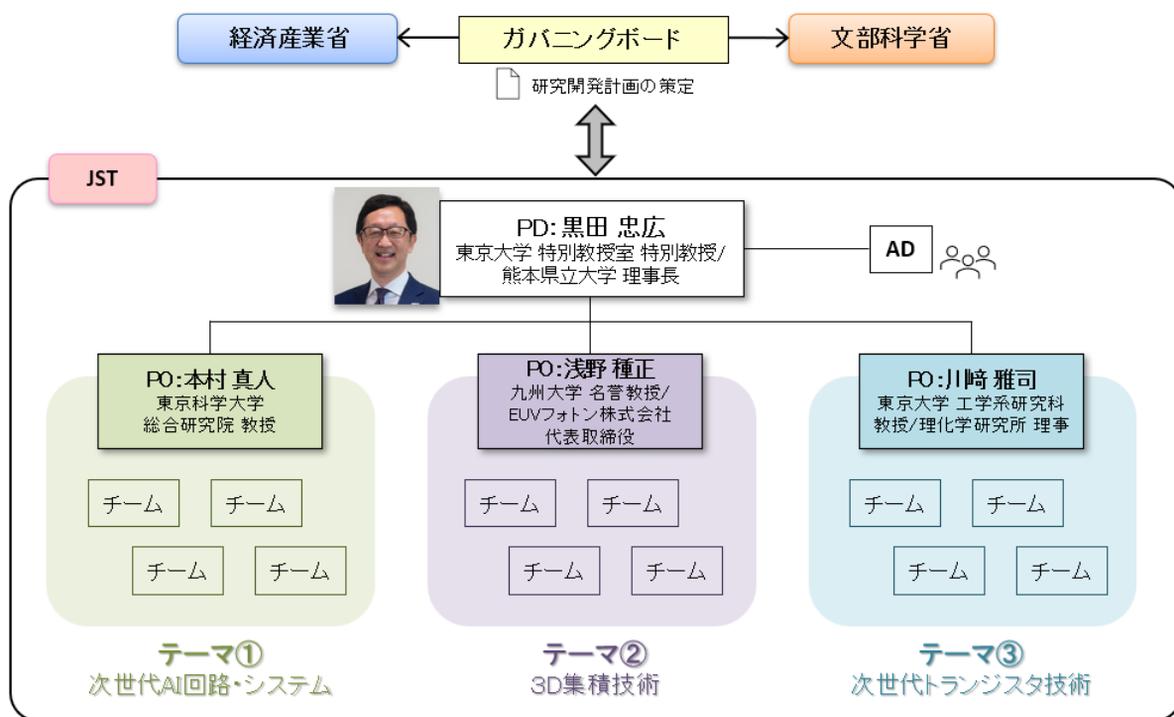


事業体制図

1. 次世代エッジAI半導体研究開発事業

～JSTにおけるマネジメント体制～

- 本事業の運営全般については、JSTが任命したPDが統括します。PDは、事業の運営全般を統括し、研究開発の全般的なマネジメントを行います。また、事業全体を俯瞰する立場から、事業運営方針の策定・見直し、予算を含むテーマを横断する事項の調整、各テーマにおける採択課題の決定、事業運営上の重要案件について決定します。
- POは、PDの全体統括の下、担当テーマにおいて、各研究開発課題のマネジメントを行います。専門的な知見を有したAD等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選考、サイトビジット等を通じた研究開発課題の進捗管理や指示、ステージゲート審査等を実施します。また、評価結果等を踏まえて研究開発費の増減、課題の連携、体制の見直し、課題の早期終了(中止)等を行います。



JSTにおけるマネジメント体制図

1. 次世代エッジAI半導体研究開発事業

～事業全体の流れ～

■ 研究開発課題の募集・選考

応募いただいた研究開発提案を対象に、経済産業省による一次採択審査及びJSTによる二次採択審査を行った上で、研究開発課題を採択します。

JSTは、二次採択審査の結果を経済産業省に対して報告し、経済産業省から承認を受けた後、採択課題を決定します。

■ 研究開発課題の実施

- 本事業は、文部科学省および経済産業省の定めた研究開発計画にもとづき実施します。
- 研究開発課題の推進にあたっては、参画する研究開発機関等の間での知財・データマネジメントの取扱いに関する合意書の締結が必要です。

■ 研究開発の進捗把握・管理

JSTは、研究開発代表者と緊密に連携し、各研究開発課題の研究開発の進捗状況を把握します。また、JSTが任命するプログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)が設定されたマイルストーンの達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査します。また、各研究開発課題の研究開発の進捗状況、マイルストーンの達成見通し、成果の事業化の見通し等について、JSTは定期的に文部科学省及び経済産業省に報告し、文部科学省及び経済産業省からの指示に従い、必要に応じて、研究開発課題毎の予算配分の増加や縮小、実施体制の再構築等を行います。

また、研究開発を効率的かつ効果的に実施するため、研究開発課題ごとに適切な時期を定めた上でステージゲート審査を実施します。当該審査を通過しなかった研究開発課題については、審査後6か月を目途に研究開発を終了します。当該審査を通過した研究開発課題についても、審査結果を踏まえ、必要に応じ、研究開発の加速、縮小、実施体制の変更(例:再構築、統合等)等を行います。なお、当該審査に当たっては、研究開発の進捗や成果、情勢変化を踏まえた最新の事業化見通しとこれに向けた取組状況、費用対効果等に係る総合的な評価を行います。

1. 次世代エッジAI半導体研究開発事業

～主なスケジュール例～

	時期等	研究者	研究開発機関等事務局
採 択 年 度	採択決定～ 作り込み	研究開発実施計画書(全体) 研究開発実施計画書(年次)作成、 ブラッシュアップ等	
	研究開発開始	研究契約締結	
	12～1月頃	翌年度研究開発実施計画書(年 次)の作成	
	2～3月頃	翌年度研究契約締結手続き	
	3～5月末	年次報告書の作成	決算書類の作成 委託研究開発費の精算
翌 年 度	12～1月頃	翌々年度研究開発実施計画書 (年次)の作成	
	2～3月頃	翌々年度研究契約締結手続き	
	3～5月末	年次報告書の作成	決算書類の作成 委託研究開発費の精算

翌年度～研究開発終了年度については、
基本的に翌年度と同じスケジュール

課題ごとに設定	課題中間評価・ステージゲート審査等(中間報告書の作成)
研究開発終了年度	課題事後評価(事後報告書の作成)

※具体的な時期は、PD・POとJSTが決定

2. 研究開発体制

～研究開発における委託研究契約体制～

各研究開発課題において、原則として研究開発機関等毎にJSTとの委託研究契約を締結し、研究開発を推進します。

A大学（研究開発代表機関）との委託研究契約

委託研究契約上の研究担当者

研究開発代表者 a氏

研究委託事項

研究開発項目1 (〇〇の開発)
研究開発項目2 (△△の検証)

B社（研究開発機関）との委託研究契約

委託研究契約上の研究担当者

主たる研究分担者 b氏

研究委託事項

研究開発項目3 (…)

C研究所（研究開発機関）との委託研究契約

委託研究契約上の研究担当者

主たる研究分担者 c氏

研究委託事項

研究開発項目4 (…)

D大学（研究開発機関）との委託研究契約

委託研究契約上の研究担当者

主たる研究分担者 d氏

研究委託事項

研究開発項目5 (…)

※民間企業の参加について

研究開発代表者、主たる研究分担者、あるいは研究参加者として本事業の研究開発に参加ができます。

研究開発代表者を中心とし、研究開発課題の内容や規模に応じて適切な研究開発体制を構築してください。

研究開発代表者は、PD・POの指揮・監督の下、研究開発計画の実現に向けて、責任を持って研究開発課題を実施します。研究開発課題の参画者のうち、研究開発代表者とは別の機関（以下「研究開発機関」という。）に所属し、当該機関とJSTとが締結する委託研究契約等に係る研究開発を中心的に行う者を、主たる研究分担者といいます。主たる研究分担者は、研究開発課題における研究開発の分担内容を実施します。

また主たる研究分担者のうち、研究開発課題を構成する実施項目ごとの責任者にあたり、研究開発課題の推進をリードするものをグループリーダーといいます。

なお、主たる研究分担者は委託研究契約上、機関を代表しますが、研究実施項目の責任者とする必要性はありません。

2. 研究開発体制

～責務と役割～

■ 研究開発代表者と主たる研究分担者の責務と役割

- 研究開発代表者および主たる研究分担者は、JSTの研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、自己の研究開発チームないし共同研究グループ全体に関して、公正かつ効率的に研究開発費を執行し研究開発を実施する責務があります。
- 研究開発代表者および研究開発参加者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するため、JSTが指定する研究倫理教育に関するプログラムを修了してください。教材を修了しない場合は、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがあります。
- 研究開発代表者は、研究開発実施計画書や研究報告書等の提出や、研究開発課題評価に対応してください。また、JSTや PD・POが随時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応してください。また、これらの報告内容や研究開発課題に関する情報を必要に応じて経済産業省や文部科学省に提供する場合があります。
- 本事業のデータマネジメント基本方針に基づき、採択された研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開、および公開可能な研究データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究開発実施計画書と併せてJSTに提出してください。また、上記方針に基づいてデータの保存・管理、公開（もしくは限定的公開／非公開）を適切に行ってください。

■ 研究開発機関等の役割及び責務

- 研究開発機関等は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。
- 研究開発機関等は、JSTとの契約に基づき研究開発を実施します。
- 研究開発機関等は、研究開発課題の研究開発担当者及び研究開発機関等自らのそれぞれが、適切な技術流出対策を行うよう体制を整備するとともに、研究インテグリティの確保に努め、適切な安全保障貿易管理及び適切な情報管理を行うよう、これらを推進します。

2. 研究開発体制

～研究参加者の登録、学生の取扱い～

■研究開発参加者の登録

- 本事業の研究開発に参加する者は、研究開発実施計画書内に記載（登録）してください
- 研究開発参加者として登録する対象は、研究開発代表者及び主たる研究分担者の他、実質的・継続的に当該研究開発に関与する研究者、研究補助者、修士・博士課程の学生も含まれます。
- 研究開発参加者数は研究の実施に必要な十分な規模としてください。
- 原則として、旅費及び人件費の支出対象となるのは、研究開発実施計画書に登録された研究開発参加者のみです。本研究の研究開発成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても原則、研究開発実施計画書への登録が必要となります。例外として、年間を通しての従事期間が3ヶ月未満の研究開発参加者や招へい者であり、且つ本研究開発の研究開発成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がなく、情報取扱者にもならない場合は研究開発実施計画書への登録が省略できます。
- 雇用関係のない学生を本事業の研究開発に参加させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権、守秘義務等）が遵守されるよう適切に対応いただくことが前提です。
- 研究参加者等を追加・削除する場合は、その事象が生じ次第、研究開発実施計画書を更新し、研究開発代表者に提出してください。研究開発代表者は修正内容を確認し、JSTへご提出ください。

■学生の登録要件

- 原則として、博士課程（後期）在籍の学生であり、かつ基礎的な素養があり、実際の研究に重要な役割を担うこと。
- または、当人が大学の通常のカリキュラムや学位研究の枠を越えた特別の任務を、学業に支障のない範囲で提供すること（動物飼育、プログラミング、計測、データ解析等 ※）。

（※）修士課程や学部生は、教育目的の参加や学業との切り分けが不明瞭である場合を除き、上記の条件に合致する場合、例外的に研究参加可能です。

■博士課程学生の処遇の改善

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う等ど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究開発の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

2. 研究開発体制

～若手研究者の自発的な研究活動について～

■プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

(参考資料)

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>
- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する次世代エッジAI半導体研究開発事業の対応について
https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/files/senjukanwa_houshin.pdf

□ 対象者

以下のすべてを満たす者について、本事業に従事するエフォートの20%を上限として若手研究者の自発的な研究活動等が可能です。

※上記申し合わせのとおり、「プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動」を「自発的な研究活動等」とします。

- ① 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究開発機関等において、本事業の実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- ② 40歳未満の者

※活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満の者を対象とします。

ただし、複数年事業への採択等により1つの活動等が年度をまたがる場合、活動等の実施期間中に40歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」、または、「雇用されているプロジェクトの実施期間」のうち、先に終了する方の期間中は本制度の利用を可能とします。

- ③ 研究活動を行うことを職務に含む者

□ 実施条件

実施にあたっては次のすべての条件を満たすこととします。

- ① 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- ② 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し所属研究開発機関等が認めること
- ③ 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究開発機関等が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

□ 実施方法

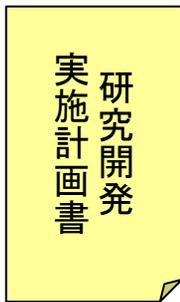
研究機関で必要な手続きを行っていただき、JSTに報告していただきます。研究機関の実情等にに応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施することとしています。JSTへの報告については、研究開発実施計画書にその旨を記載してください。詳細は上記の参考資料をご確認ください。

3. 研究開発費の決定

～研究開発実施計画書と委託研究契約～

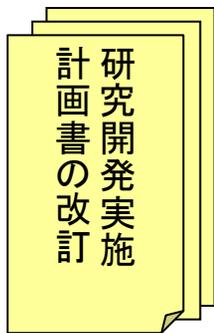
研究開発費は研究開発実施計画書をもとに、PD・POが決定します。

採択後～作り込み



- 採択後に、応募時に提案された研究開発内容のブラッシュアップを図るため、PD・POによる研究開発課題の作り込みを実施します。
- 研究開発代表者が主たる研究分担者と相談の上、研究開発課題毎に研究開発実施計画書を作成します。研究開発実施計画書には、研究開発内容・体制、予算計画等をまとめ、作り込みにおいて必要に応じて研究開発実施計画等を見直します。
- PD・POの承認により、全研究開発期間を通じた予算総額が決定されます。ただし、この時点の予算総額はあくまで目安であり、毎年度見直しを行います。

研究実施期間



- 研究開発代表者が主たる研究分担者と相談の上、毎年度改訂を行います(各研究開発実施計画書様式内の説明や記載例を十分ご確認ください)。
- 2年度目からは、前年度までの研究進捗状況、研究開発成果等を反映し、当該年度に実施する研究開発実施計画に関する、研究開発内容、研究開発体制、予算実施計画等を改訂します。
- PD・POの承認により**当該年度の予算**が決定されます。

※研究開発代表者及び主たる研究分担者は、自ら率いるグループの研究開発実施計画を、所属機関の契約・経理担当部署に伝達ください。ただし、個人情報・未公開情報等が含まれるため、研究開発実施計画書の管理には十分ご注意ください。



- JSTと締結する委託研究契約書(※)には、当該年度の委託研究開発費と予算費目の内訳が記載されます。
- 2年度目以降の研究開発費は、当該年度の研究開発計画に基づいて決定され、期初に変更契約を締結します。
- JSTは、契約書に記載の当該年度研究開発費額を、委託研究開発費として各研究開発機関等に支出します。

※契約書フォーマット等は下記をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3. 研究開発費の決定

～研究開発実施計画書作成上の留意点と計画変更～

作成時点で可能な限り精度の高い額を計上してください。

- 物品費については、既存設備の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを計上してください。
- 高額な調達を行う場合は、参考見積を入手する等して市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないように十分留意ください。
- 国立大学法人や独立行政法人等の政府関係機関は国際入札の適用を受けるので、高額物品等の調達を行う場合には、納期等を勘案の上、計上してください。
- 人件費は後年度にわたり多額の負担になるので、雇用開始時期にも留意の上、慎重に計上してください。

年度途中での研究開発計画の変更や、研究開発費の費目間流用が可能です。

- 研究開発代表者が主たる研究分担者と相談の上、採択時に作成します。
- POの承認により、全研究開発期間を通じた予算総額(目安)が決定されます。
- 予算総額はあくまで目安であり、必要に応じて毎年度見直しを行います。
- 研究開発進捗状況・経費執行状況等を踏まえ、PD・POの判断により年度途中で研究開発費を増額(又は減額)する場合があります。
- 一定の要件の下で、JSTの確認を必要とせず、柔軟に費目間流用することができます。詳しくは本紙「7. 機器の共用・合算購入及び費目間流用」をご参照ください。
- 費目間流用制限の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更(重要な研究開発項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正等。)を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要です。

4. 研究開発費の使途

～直接経費(研究開発費)と間接経費～

■研究契約書上の費目と主な使途の例

研究契約書上の費目		主な使途の例
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、図書購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用
	旅費	研究開発代表者、主たる研究分担者及び研究開発実施計画書記載の研究開発参加者等にかかる旅費、招へい者にかかる旅費
	人件費・謝金	本研究のために雇用する研究者等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
	その他	上記の他、本研究を実施するための経費 例)研究開発成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費(ソフトウェア外注製作費、検査業務費等)、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額、特許関連経費(出願料、弁理士費用、手続き費用、翻訳費用等出願にかかる経費)等
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

※ 研究開発計画書上は物品費を「設備備品費」と「消耗品費」に区分して計上します。設備備品を購入する際には、所属する研究組織において利用可能な設備・機器(共通設備・機器等)と重複がないことを、予めご確認ください。

※ リース・レンタル料を複数年度分まとめて前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、当該年度の既経過期間分のみです。

※ さらに詳細な研究契約書上の費目と主な使途の例は、「事務処理説明書」及び「FAQ」をご確認ください。

[大学等] <https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semicona.html>

[企業等] <https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semiconc.html>

■直接経費の対象とならないもの

- 本事業の研究開発の目的及び趣旨に合致しないもの
- 企業等の研究代表者、主たる研究分担者の人件費
- 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費
- 研究開発要素のある再委託(外注)費
- 間接経費としての使用が適切と考えられるもの(通常の企業会計における一般管理費に該当するもの(管理部門人件費等)は間接経費に含まれます。)
- 「学会年会費」や「資格取得に係る費用」等で研究開発機関等や研究者の権利となるもの
- 「敷金・保証金」等、予め戻入が予定されているもの
- 委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

4. 研究開発費の使途

～直接経費支出にあたっての留意点～

■旅費

<支出対象事由>

- 研究開発成果の発表
- JSTが主催する当該構想内のミーティング、シンポジウム
- 研究開発チーム内のミーティング
- 直接経費により雇用される者の赴任旅費
- 外部専門家等の招へい
- フィールドワーク(観測、試料採取、現地調査等)
- その他委託研究遂行上、必要な事由が発生した場合

<支出対象者>

- 研究開発代表者、主たる研究分担者
- 原則として研究開発実施計画書に記載の研究開発参加者
- 外部専門家等の招へい対象者

※学生については、成果発表のない学会への参加等、教育目的のみでの旅費支出は認められません。研究開発機関等の規定とも照らし適切にご判断ください。

■人件費

- 支出の対象は、本事業の研究開発を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究開発実施計画書に研究開発参加者としての登録がある者です。
- 次の人件費は、直接経費より支出することができません。
 - ① 企業等の研究開発代表者、主たる研究分担者の人件費
 - ② 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費

■その他

<特許関連経費>

- 本事業では、「大学等」「企業等」ともに、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果については、その出願に係る特許関連経費に対し、知財マネジメント基本方針(※)に基づき設置した知財運営委員会で審議・承認した出願に限り、直接経費からの費用計上を可能としています。

※知財マネジメント基本方針については本マニュアルの「研究開発成果の扱い」を参照してください。

<再委託>

- 研究開発要素を含む業務を第三者に再委託することはできません。

※ソフトウェアの製作を外部に発注する場合は、「その他」に計上してください(既製品は「物品費」に計上してください)。

研究開発費執行にあたっての留意点等詳細は、事務処理説明書をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

4. 研究開発費の使途

～PI人件費及びバイアウト経費について～

■ 研究代表者 (PI) の人件費支出について

本事業では、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」の制度を適用し、特定の条件を満たす場合、「大学等」に分類される研究開発機関等に所属する研究開発代表者や主たる研究分担者の人件費支出を直接経費に計上することが可能です。

(参考資料)

- 競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi.jinkenhi.pdf>
- 「直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」に関する次世代エッジAI半導体研究開発事業の対応について
https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/files/pi_houshin.pdf

■ 研究以外の業務の代行経費の支出について (バイアウト制)

本事業では、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費にかかる経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入) について」を踏まえ、特定の条件を満たす場合、「大学等」に分類される研究開発機関等に所属する研究開発代表者や主たる研究分担者に関する研究以外の業務の代行経費を直接経費に計上することができます。

(参考資料)

- 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行にかかる経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入) について
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf
- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し (バイアウト制の導入)」に関する次世代エッジAI半導体研究開発事業の対応について
https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/files/buyout_houshin.pdf

■ 上記制度の利用にあたっての注意事項

直接経費の計上にあたっては、下記「JST における運用方針」に記載のとおり、課題毎に、研究開発実施計画書への記載と JSTの承認が必要ですので、必ず事前にJST 課題担当者へご連絡ください。また、事務処理説明書の記載についても事前にご確認ください。

(参考資料)

- JSTにおける運用方針
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- 事務処理説明書

[大学等]<https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semicon.html>

[企業等]<https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semiconc.html>

5. 企業・大学等における注意事項

■利益排除における注意事項(大学・企業)

- チーム内の共同研究企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前にJSTへ相談してください。利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。

■契約の相手方の制限

- 研究機関は、委託研究費により、売買、請負その他の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることはできません。ただし、委託研究の遂行上、当該事業者でなければ委託研究の遂行が困難又は不相当である場合は、JSTの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができます。JSTは、研究機関が経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、研究機関に必要な措置を求めます。研究機関はJSTから求めがあった場合はその求めに応じてください。以上について、研究機関が委託研究費により契約する相手先がその契約内容の一部を外注する等の体制が何重であっても同様に扱うものとし、研究機関は、必要な措置を講じてください。

6. 企業等における注意事項

■利益排除における注意事項(企業)

- 100%子会社等、自社、またはチーム内の共同研究企業から調達等を行う場合、利益排除が必要なケースがあります。適切な処理をお願いします。

■利益排除早見表

調達先	100%子会社等		自社		親会社 (※4)	
	100万円 以上	100万円 未満	金額の多寡によらない			
1 契約 の金額 (税込)	100万円 以上		100万円 未満	金額の多寡によらない		
調達 方法	競争による調 達（入札また は相見積） (※1)	競争以外の調達 (合理的な選定 理由) (※1)	研究機関の 規程に則っ た調達	競争による調 達（入札また は相見積） (※1)	競争以外の調達 (合理的な選定 理由) (※1)	研究機関の 規程に則っ た調達
利益 排除	2者以上 (※2)との競 争の結果、 100%子会社 等からの調達 価額が他の 価額以下であ れば、利益排 除は不要	以下のいずれか の方法による利 益排除が必要 (※3) ①製造原価また は仕入原価を用 いた利益排除 ②本文中(イ)の 方法による利益 排除 ③本文中(ロ)の 方法による利益 排除 ④本文中(ハ)の 方法による利益 排除	利益排除を 省略可	2者以上 (※2)との競 争の結果、 自社からの調 達価額が他の の価額以下で あれば、利益 排除は不要	以下のいずれか の方法による利 益排除が必要 (※3) ①製造原価また は仕入原価を用 いた利益排除 ②本文中(イ)の 方法による利益 排除 ③本文中(ロ)の 方法による利益 排除	利益排除は 不要

(※1) 原則として、100%子会社等または自社から調達を行う場合は、競争による調達（入札または相見積）を行ってください。

(※2) 100%子会社等と自社は含まない。

(※3) ①が困難な場合は、まず、②の方法を選択してください。

②の方法が存在しない場合は③の方法を、③の方法が存在しない場合は④の方法を選択してください。

(※4) 研究機関が100%子会社等に該当する場合。

詳細は事務処理説明書の以下をご参照ください。

- 事務処理説明書＝共通版＝企業等
 - 6. 直接経費の執行（8）直接経費の執行全般に関する留意事項④
- 事務処理説明書＝共通版＝大学等
 - 6. 直接経費の執行（9）直接経費の執行全般に関する留意事項⑥

6. 企業等における注意事項

■ 資産報告

- 研究開発機関等のうち企業等は、研究開発の実施期間中に取得した取得価額50万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を四半期ごとにJSTに報告してください。JSTは報告をもとに、有形固定資産が設置された地方自治体に固定資産税を支払うため、企業等は報告漏れ、許可のない移動等がないか厳しくチェックし、問題が発生した場合は速やかにJSTに報告してください。
- また、研究開発機関等のうち企業等は、当該事業年度に取得した試作品のうち、以下に該当するものは、第4四半期終了時または研究開発終了時(期中終了の場合)にJSTに報告してください。

i) 単体で機能する50万円以上の有形物

ii) 50万円以上の物品を含み複数の物品によって構成された有形物一式

詳細は事務処理説明書の以下をご参照ください。

- 事務処理説明書＝共通版＝企業等

II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (4) 物品等の取扱いについて

■ 研究開発期間終了後の物品等の取扱い

- 取得物品および提供物品のうちJST帰属の有形固定資産(以下「取得物品等」という。)について、本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、本事業に係る基金終了時には、当該取得物品等の耐用年数経過前であっても遅滞なくJSTから買い取りいただくこととします。(JSTが使用又はその他の処分等を必要とする場合を除きます。) そのため、取得物品等の取得にあたり、基金終了時の有償買い取りを含めた当該取得物品等の取扱いを研究開発の早い段階で計画した上で取得していただきますようお願いいたします。
- 本事業にかかる基金終了時であるか否かに関わらず当該取得物品等をJSTが処分する場合(買い取りいただく場合)、JSTは必要に応じて、経済産業大臣に財産処分承認の申請書を提出します。経済産業大臣による財産処分の承認にあたり条件等が付された場合、JSTがその条件に従い当該取得物品等の処分その他を行うことをご承諾ください。

詳細は事務処理説明書の以下をご参照ください。

- 事務処理説明書＝補完版＝大学等、企業等

D. 事務処理説明書 共通版との違い 2. 直接経費の執行 (2) 基金終了後の物品の取扱い

7. 機器の共用・合算購入及び費目間流用

研究機器の共用使用及び合算購入が一定の要件のもとで可能です。

■ 研究機器の共用使用及び合算購入について

- ・ 委託研究開発費の効率的運用及び研究設備・機器の有効利用の観点から、一定の要件のもと、直接経費で購入する研究設備・機器の共用使用や研究設備・機器の合算購入が認められます。
- ・ 当該研究設備・機器が本研究開発に必要不可欠なものであること及び、本研究の目的を達成するために必要十分な使用時間が確保できることが、共用使用・合算購入の前提となりますのでご注意ください。
- ・ 合算購入にあたっては、各要件を満たすことを書面により明らかにした上で、下記に掲載している申請書（経理様式-参考様式2）をもって、事前にJSTの確認を受けてください。

<https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semicon.html>

※企業等に区分される機関は、合算購入は認められません。

※研究機器以外のその他の合算使用の取り扱いも含め、詳細は事務処理説明書をご確認ください。

一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

■ JSTの確認を必要とせず費目間流用が可能な要件

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%（直接経費総額の50%の額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないとき

- ・ 上記の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更（重要な研究開発項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正等）を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要です※。
- ・ 流用の内容により、JST担当者がその詳細を後日確認することがあります。
- ・ 費目間流用における「費目」とは、研究契約書上の直接経費4費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）を指します。研究開発実施計画書上の費目区分である設備備品費と消耗品費は同一費目（物品費）となります。
- ・ 費目間流用を行っても、研究開発実施計画書の修正は必要ありません。
- ・ 上記の条件を満たさない場合は、以下の手順に従ってください。
 - ① JST担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を連絡※
 - ② JST(PD・PO)が研究開発実施上必要であるかどうかを判断
 - ③ JSTから研究担当者へ費目間流用の可否を通知

※ JSTへの事前連絡では、『費目間流用申請書』をご利用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semicon.html>

8. 次年度への繰越について

複数年度で委託研究契約を締結することで、簡便な手続きにより研究開発費を繰越すことが可能です。

■繰越の対象

当初予想し得なかったやむを得ない事由により、研究開発実施計画記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究開発費を繰越して翌年度に実施する必要があるもの

- この他、年度末に判明する直接経費の残額(例えば、計画時には予想できない超過勤務費、消耗品費、消費税相当額等の見込み差額等によるもの)が発生する場合についても、翌年度の研究開発費として有効かつ計画的に使用されることを前提に当該直接経費の残額を繰越すことが可能です。
- 上記に当てはまらない単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外となります。

■判明時期に応じた繰越手続き

1. 第3四半期まで(4~12月末)に判明した繰越 **※要事前相談**

※ 第3四半期までに判明した繰越については、事前相談が必要です。研究担当者からJST課題担当者へ相談ください。大学等の繰越が認められる場合は、以下(1)(2)いずれかの手続きを行います。

□ **大学等**(大学、公的研究機関、及び公益法人等の公的性格を有する機関であってJSTが認めるもの)

(1) 未契約繰越※aの場合:

原則として、変更契約を締結した上で一旦JSTに返還。繰越が認められる場合は、予算を翌事業年度に振替

(2) 契約済繰越※bの場合:

原則として、変更契約による返還を行うことなく、委託研究開発費を研究機関に存置したまま繰越可能

※a 未契約繰越:

物品等調達「契約締結」及び「納品・検収」のいずれも翌事業年度となるもの

※b 契約済繰越:

物品等調達「契約締結」は当事業年度内に完了するが、「納品・検収」は翌事業年度となるもの

□ **企業等**(民間企業等の「大学等」以外の研究機関)

10万円を超える直接経費を翌事業年度に執行する必要がある場合は、第3四半期までに研究担当者からJST課題担当者へご相談ください。翌事業年度での執行が認められる場合は、変更契約を締結した上で、一旦、JSTへ委託研究開発費を返還し、翌事業年度の委託研究開発費(予算)に振り替えることで対応します。

8. 次年度への繰越について

2. 第4四半期に判明した繰越

□ 大学等

原則として、変更契約による返還を行うことなく、委託研究開発費を研究機関に存置したまま繰越可能。

※ 第4四半期に判明した繰越については、原則として、事前に理由等の報告を求めませんが、研究機関にて適切に判断の上、対応してください。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	翌事業年度
(1) 未契約繰越：原則、翌事業年度へ予算を振替 (要事前相談 / 変更契約締結)			(3) 原則、研究機関で繰越 (変更契約不要)	▶
(2) 契約済繰越：原則、研究機関で繰越 (要事前相談 / 変更契約 不要)				

□ 企業等

翌事業年度に本研究開発の実施のために直接的に必要な経費として有効に使用できることを前提に、10万円を上限として、直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度とする委託研究開発費を繰り越すことが可能。

※ 詳細は下記をご参照下さい。

委託研究契約事務処理説明書 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semiconc.html>

■ 留意事項

- 判明時期にかかわらず、研究開発実施計画に大きな影響を及ぼすような繰越が生じる場合や研究開発資金の滞留が見込まれる場合は、研究担当者からJST課題担当者へ速やかに連絡ください。状況を勘案し、研究開発計画や予算の見直し等が必要となる場合があります。
- JSTが繰越の見込みも含めた執行状況の調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。その際、繰越の内容やその判明時期によっては、変更契約を締結した上で、一旦、JSTへ委託研究開発費を返還し、翌事業年度の委託研究開発費(予算)に振替えることで対応する場合があります。これにより当事業年度内に研究開発費を必要とする他の研究開発課題への配分等による資金の有効活用が可能となるため、ご協力をお願いします。

9. 公正で誠実な研究開発の推進に向けて

研究開発活動における不正行為があった場合、JSTは契約の解除等の措置、申請及び参加資格制限の措置等、厳格に対応します。

研究開発機関等は、「研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定。その後の改正を含む。）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関等は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

委託研究開発費については、研究開発機関等は、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定。その後の改正を含む。）」に基づき、研究開発機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。

次世代エッジAI半導体研究開発事業に参加する全ての研究開発参加者（研究開発代表者が作成する研究開発実施計画書等に参加者として記載がある全ての研究者や研究員、学生、企業技術者等）について、研究開発上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するために研究倫理教育プログラムの履修を必須とします。

全ての研究開発参加者は参加を開始した年度中に、研究倫理教育プログラムを修了する必要があります。受講の対象となる研究倫理教育プログラムについては、下記をご参照ください。（過去にいずれかを修了していれば、新規での受講は不要です）

https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/riprogram_2024.pdf

原則として、所属機関で受講するものとしますが、所属機関において、適切な研究倫理教育プログラムを受講できない場合は、JST経由でeAPRIN*の受講が可能です。

*一般財団法人公正研究推進協会が提供する研究倫理教育プログラム

JSTは、当該研究者等がJSTの督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関等に指示します。その場合、指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、委託研究開発費の執行を再開できません。

JST研究倫理ホームページ

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

10. 研究開発成果の扱い

～知的財産権～

- 特許等の知的財産権については、委託研究契約に基づき、原則として**発明者の所属機関に帰属**します。
- 知的財産権の取得・活用は、**JSTへ状況を報告**しつつ、研究開発機関等にて適切に進めてください。

■知財マネジメント基本方針

- 各研究開発課題において研究開発機関等は、知財マネジメント基本方針に従い、原則として事業開始(委託研究契約書の締結)までに、他の研究開発機関等との間で知的財産の取扱いについて合意し、知財運営委員会を設置するものとします。なお、研究開発機関等間での知的財産の取扱いについての合意書(以下「知財合意書」という。)の作成に当たっては、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に置くとともに、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にします。

https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/files/chizai_management.pdf

■その他注意事項

- 必ず発表前に特許出願を行うことを心がけてください。発明の新規性が喪失し、特許化が困難になります。なお、日本では、発表されてしまった発明を権利化するための例外的な救済策として、新規性喪失の例外に関する規定(特許法第30条)が設けられており、発表した日から1年間は新規性喪失の例外適用を受ける権利がありますが、あくまでも例外的な措置です。欧州などの諸外国では、特許化が不可能となる場合があります。
- 知的財産権の出願や移転等に関して、委託研究契約書および本説明書に規定する**JSTへの事前申請**や各種通知が期限内に実施されるよう研究機関内において、ルールや体制を整備するなどして、漏れや遅延が発生することのないように徹底してください。
- なお、研究機関が発明等を権利化しない場合、その発明等をJSTが権利化する場合があります(研究機関が権利化をしない判断となった際は、JSTによる権利化可否検討や手続準備に時間を要するため、公知となる日の2ヶ月前までにご連絡ください)。

※ JSTへの申請の際に用いる各種様式は以下のHPをご参照ください

大学: <https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semicona.html>

企業: <https://www.jst.go.jp/contract/edge-ai-semicon/2025/edge-ai-semiconc.html>

- 本事業では、「大学等」「企業等」ともに、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果については、その出願に係る特許関連経費に対し、知財マネジメント基本方針に基づき設置した知財運営委員会で審議・承認した出願に限り、直接経費からの費用計上を可能としています。特許関連経費は、権利化までの経費を指し、権利化後に発生する経費については計上できません。

10. 研究開発成果の扱い

～外部発表時の手続き①～

研究開発成果は積極的に外部への発信を行ってください。
外部発表にあたっては、事前に知財運営委員会の承認が必要となります。

- | | |
|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 論文発表、口頭発表 | <input type="checkbox"/> シンポジウム、ワークショップ等 |
| <input type="checkbox"/> その他著作物 | <input type="checkbox"/> 展示会等での出展 |
| <input type="checkbox"/> プレス発表 | <input type="checkbox"/> その他アウトリーチ活動 |

詳しくは以下の「次世代エッジAI半導体研究開発事業 知財マネジメント基本方針」をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/files/chizai_management.pdf

外部発表の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。

本事業により支援を受けたことを必ず記載してください。

- ・「謝辞」(Acknowledgements)に記載する場合、下記例にならって記載してください。
- ・ Grant番号は、下記に掲載のGrant番号一覧をご参照ください。ご不明な点は、JST課題担当者にお問い合わせをお願いします。
<https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>
- ・ 論文投稿システムを用いる場合は、ファンド情報として支援を受けた機関名(JST)、事業制度名(次世代エッジAI半導体研究開発事業)の情報に加えて、該当する課題のGrant番号を入力してください。

<記載例>

【英文】

This work was supported by JST-Research and Development Program for Next-generation Edge AI Semiconductors Grant Number JPMJESxxxx.

【和文】

本研究は、JST次世代エッジAI半導体研究開発事業【JPMJESxxxx】の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及びGrant番号を列記してください。

10. 研究開発成果の扱い

～プレス発表等～

重要な研究開発成果が得られた場合、積極的にプレス発表をお願いします。JSTと共同プレス発表を実施する場合は、条件等がありますので、以下のフローをご確認ください。

研究開発成果のプレス発表を希望する場合は、研究開発代表者からJSTにプレス発表の申請を行ってください。（申請時期:プレス希望日の1か月～3週間程度前）

a. 研究開発機関等単独でプレス発表を行う場合

研究開発代表者はJSTに事前連絡をお願いいたします。

b. JSTと研究開発機関等の共同プレス発表を希望する場合

JST・文科省・関係省庁間の手続きに2週間程要するため、公開時期の見通しが立ち次第、速やかに「プレス基本情報シート」に必要事項を記入の上、JST課題担当者にご連絡ください。

またマスコミや一般の方々に伝わりやすい内容になるようにプレス原稿を作成ください。プレス原稿はJSTが修正することがあります。

【JST・研究開発機関等共同プレス発表手続きフロー】

① 申請書をもとにPD・POが以下の基準に基づいて共同プレス発表実施の可否を判断します。

【共同プレス発表実施基準】

1. 次世代エッジAI半導体研究開発事業の成果と認められ、プログラムの趣旨に合致するか。
2. 発表する研究成果は、国際的にトップクラスのレベルか。
3. 成果及び原稿に、以下a.bいずれかの観点が明記されており、社会に向けて発信する意義があると判断できるか。
 - a. 将来的に「経済的・社会的価値の創造」につながるストーリーや展望。
 - b. 一般の人に伝える価値(どのような点で興味関心を惹くものであるか)。
4. 未公開の成果であるか。

② 共同プレス発表の実施が承認された場合、発表者と研究開発代表者、JST事務局、JST広報課、研究開発機関広報担当でプレス原稿の調整を行います。

※調整に要する期間:記者会へのリリース資料の配付のみを行う場合:約2週間

資料配布と併せて記者会見を実施する場合:約3週間

③ プレス発表当日に記者会へ資料の配布を行います。

※ **プレス発表日は成果発表媒体(論文誌等)が定める情報解禁日の数日～1週間程度前に設定**します。(新聞社等の取材期間を設けるため。)

※ プレス発表に関連して新聞社等から問い合わせが来た場合は、適宜JSTにも情報共有をお願いいたします。

④ 情報解禁日に合わせ、成果情報をJST webページ等へ公開します。

プレス発表に限らず、マスコミ等から本事業の研究開発に関する取材を個別に受ける(受けた)場合は、事前にJST課題担当者にご連絡ください。

※様式は以下をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>

10. 研究開発成果の扱い

～研究開発課題におけるイベント開催について～

イベントの開催、およびJSTの後援・共催には事前に手続きが必要です。

- 所定のフォーマットに基づき、イベント情報を記載した申請書をJST課題担当者宛にお送りください(支援形態により、宛先が異なるため、まずはJST課題担当者へご確認ください)。
- 研究開発成果の公表に資するイベント開催時、後援・共催等でのJSTの名義使用には、事前に所定の手続きが必要です。JST課題担当者へご確認ください。
参考: 科学技術振興機構後援又は協賛名義の使用許可申請について
<https://www.jst.go.jp/announce/koho/kouenmeigi.html>
- JSTまたは本事業のロゴマーク使用にあたっては、JST課題担当者にご相談ください。
参考: <https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>

また、本事業に関する広報イベントとして、文部科学省/経済産業省あるいはJSTによるシンポジウム等を開催する場合があります。研究開発代表者にもシンポジウムにてご登壇をお願いする場合は、ご協力をお願いします。

10. 研究開発成果の扱い

～論文オープンアクセス・データマネジメント～

内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」により、「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」が平成27年3月に公表され、オープンサイエンスに関する基本姿勢・基本方針がとりまとめられ、各省庁、資金配分機関、大学・研究開発機関等がオープンサイエンスの実施方針及び実施計画を策定することが明記されました。さらに、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、社会全体のデジタル化や世界的なオープンサイエンスの潮流を捉えた研究そのもののDXを通じて、より付加価値の高い研究開発成果を創出して我が国が存在感を発揮することを目指し、同時に、グローバルな視点からも、オープンサイエンスの発展に貢献するとしています。

このような動向を踏まえ、JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を令和7年4月に改訂しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

本事業の研究開発による成果(論文)のオープンアクセス化をお願いします。

- 本事業の研究開発で得られた成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として出版後12ヶ月以内に公開いただきます。
- 研究開発成果論文を発表した学術誌等が求める各種許諾条件等によってオープンアクセス化が難しい場合には、JST課題担当者にご相談ください。

データマネジメントプランの作成・実施をお願いします。

本事業に採択された研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、JSTの求めに応じて提出していただきます。また、本事業における研究開発で得られたデータの取扱いについては、「データマネジメント基本方針」に定めています。委託研究契約を締結する機関については以下の本方針を遵守してください。

https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/files/data_management.pdf

11. 進捗管理・評価・報告書

PD・PO がアドバイザー等の協力を得て、研究開発課題に対する進捗管理、評価等を行います。

■ 研究開発課題に対する進捗管理

研究開発代表者は、PD・POの求めに応じて、研究開発課題の進捗状況について報告を行う必要があります。報告頻度は、別途定めます。また、必要に応じ、PD・POはアドバイザー等の協力を得て、進捗状況の把握や助言・指導等を目的として研究開発機関等にサイトビジットを行うことがあります。

■ 研究開発課題に対する評価

PD・POは、アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の実施期間中に評価を実施します。研究開発課題ごとに適切な時期を定めた上でステージゲート審査を実施します。当該審査を通過しなかった研究開発課題については、審査後6か月を目途に研究開発を終了します。当該審査を通過した研究開発課題についても、審査結果を踏まえ、必要に応じ、研究開発の加速、縮小、実施体制の変更等を行います。

また、研究開発の終了時に事後評価を実施します。研究開発課題の評価の結果については原則公開とします。

【評価の視点】

- 研究開発計画の実現に向けた研究開発課題の達成目標や研究開発内容の妥当性
- 研究開発課題の達成目標に向けた進捗状況及び今後の見通し
- 研究開発課題における実施体制の構築状況
- 成果の社会実装に向けたマネジメントの状況

12. 移籍・異動・機関の追加等について

別の研究機関に移籍する場合でも、移籍先の研究開発機関で本事業の研究開発の継続が可能です。

■研究開発代表者・主たる研究分担者が別の研究開発機関等へ移籍する場合

- ・ 移籍元の研究開発機関との研究契約を解約し、移籍先の研究開発機関等と新たに研究契約を締結します。移籍判明後、速やかにJSTまでご連絡ください。
- ・ 移籍元から返還される委託研究開発費をJSTから移籍先に再配分することとなりますので、速やかにJSTまでご連絡いただくとともに研究開発実施計画書の変更を行ってください。
- ・ 直接経費で調達した「取得物品」は、移籍先研究開発機関へ引き継ぐよう研究契約書上で定めています。なお、機関区分(大学等又は企業等)により、物品の移動手続きが異なりますので、所属機関の事務担当者にご相談の上、ご対応ください。
- ・ ただし、研究開発代表者は、次世代エッジAI半導体研究開発事業の要件である「国内に研究開発拠点を有し日本の法律に基づく法人格を有している機関に所属していること」が必要です。

■研究開発代表者・主たる研究分担者の所属部署名及び役職変更の場合(異動)

- ・ 所定の様式(経理様式4-②)によりJSTへの届出が必要となりますので、JST担当にご一報いただくとともに、所属機関の事務担当者にご連絡の上、手続きください。

■新たな研究開発機関の参加について

- ・ 研究開発課題の進捗状況等により、新たな研究開発機関の参加が必要になった場合、**JSTに予め相談**するとともに、事前に他の参加機関等の承認を得てください。また、事前にJSTにご連絡いただき、PD・POの承認を得てください。その上で、当該計画を反映させた研究開発計画書(全体計画、年次計画)をPD・POに提出し、確認・承認を受けることで、研究開発課題に当該研究開発機関及び主たる研究分担者を参加させる事が出来ます。

■主たる研究分担者の変更について

- ・ 研究開発課題の進捗状況等や主たる研究分担者の異動等により、主たる研究分担者の変更が必要になった場合、**JSTに予め相談**してください。また、事前にJSTにご連絡いただき、PD・POの承認を得てください。その上で、当該計画を反映させた研究開発計画書(全体計画、年次計画)をPD・POに提出し、確認・承認を受けることで、主たる研究分担者を変更させる事が出来ます。

13. 事故等発生時における迅速な報告について

本事業は、研究開発機関等とJSTとの間で締結する委託研究契約等に基づいて実施しており、研究開発の実施に伴う情報管理や安全衛生管理等については、研究開発機関等の責任において必要な措置を講じていただくこととしています。他方で本事業は制度趣旨上、国内外の各方面からの関心も高く、万一の場合にはJSTとしても迅速かつ適切な対応が必要となりますので、実施している研究開発課題の推進上影響・支障をきたす恐れのある事故(例えば、データ、施設等へのサイバー攻撃等、情報漏洩の可能性のある事故等)の発生時には、JSTにも以下の要領で報告をお願いします。

(1) 報告の対象

研究開発課題(次世代エッジAI半導体研究開発事業)の研究推進に影響・支障をきたす恐れのある事故等(サイバー攻撃等情報漏洩の可能性のある事故、もしくは自然災害・火災等、参加者の人的安全、研究設備の保全等を脅かす事象。下記例示を参照してください。)

区分	例
情報セキュリティ事故	サイバー攻撃(ファイルサーバーへの不正アクセス・書き換え、データ漏洩の可能性、ランサムウェア感染…)、情報漏洩の可能性のある事故(個人情報、機密情報の流出の懸念…) 等
自然災害	自然災害(地震、台風、洪水…)によるオフィス・居宅への被害 等
火災、建物・機器故障等	研究施設の火災・爆発、オフィスの機器等の重大な故障等
事故、事件	関係者の交通事故、紛失、犯罪への巻き込まれ 等
法令、規則違反	法令違反、契約違反、倫理規定違反、反社会的勢力、利益相反、社会通念に反する行為 等
その他	参加機関の倒産、知財管理のトラブル 等

(2) 報告方法

(1)に該当する事故等が発生した際は、研究代表者、または主たる研究分担者より、(3)の緊急時連絡先まで速やかにご連絡ください。主たる研究分担者から連絡をいただく際は、研究開発代表者にもcc等で同報してください。

(3) 緊急時連絡先

JST未来創造研究開発推進部 課題担当者

メール: 課題担当者のメールアドレス

(日頃からやり取りさせていただいている連絡先にお送りください。)

確認漏れを避けるため、複数の担当者にも同報をお願い致します。)

電話: 03-3512-3543

または 担当者直通(社用携帯)番号 ※予めお伝えしている場合

14. その他、研究開発推進上の留意点

■研究開発上必要な、相手方の同意・協力についての対応

研究開発実施計画上、相手方の同意・協力、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究開発または調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

■府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、研究開発活動に関する各種情報が、内閣府に提供されます。論文・特許等の成果情報や会計実績については、e-Radでの入力をお願いします。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成29年6月22日改正)に基づき、エフォートについては、競争的資金の過度の集中を排除する観点から、採択後に変更が生じた場合は、e-Radの登録情報の修正が必要です。修正に当たっては、JST担当にも理由と共に必ず事前の報告をお願いいたします。

■「国民との科学・技術対話」について

研究者自らが研究目的、研究内容、研究開発成果を国民に対して分かりやすく説明する「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

14. その他、研究開発推進上の留意点

■研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」(令和6年12月18日文部科学省 科学技術・学術政策局)においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。本事業で機構は、上記指針に則り、研究開発代表者および研究開発機関と協議の上、研究セキュリティ確保の取組(JST-TRUST)を試行的に講じます。研究開発内容によっては採択や採択後の研究推進にあたり、リスク軽減策の対応を依頼する場合があります。なお、その対応が不十分な場合、機構は関係する研究開発機関等で適切な対応が講じられるまで、懸念される部分の研究開発費の執行を一時中断する等の措置を講ずる場合があります。また、研究開発期間中に創出した研究成果の内容によっては、外部への発表の方法について事前に、機構から研究開発代表者にご相談させていただくことがあります。(なお、機構は、研究開発提案者への助言など、リスク軽減策の対応等の取組を支えるため、必要な範囲内で応募内容の一部の情報を関係府省と共有することがあります。)

対象課題: 本事業での採択課題に適用 対象機関: 委託研究契約書において「大学等」あるいは「企業等」と認められた研究機関

○「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」

(令和6年12月18日文部科学省 科学技術・学術政策局)

<https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxtkagkoku-0000394021-1rrr.pdf>

○JST-TRUST について

https://www.jst.go.jp/osirase/research_security/index.html

14. その他、研究開発推進上の留意点

■若手研究者の積極的な参加・活躍について

研究開発代表者及び主たる研究分担者は、本事業の研究開発に参加・雇用する若手研究者の将来について大きな責任を負っていることを改めてご認識いただき、研究開発参加者の研究開発終了後のキャリアを考慮し、産学官の多様な領域において活躍する人材輩出に努めていただくようお願いします。

■既存の研究施設・設備の有効活用について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適当」とされています。詳しくは下記をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

■安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。また、各機関の取り決めに適切に従ってください。なお、令和4年5月1日より、「みなし輸出」管理の運用明確化を含めた省令・通達が施行・適用されました。

・安全保障貿易管理(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

・「みなし輸出管理」の明確化について

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

■海外での研究活動及び生物遺伝資源へのアクセス

海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。また、生物遺伝資源その他の研究材料の移転が発生する場合は、必要となる試料提供契約(MTA: Material Transfer Agreement)の締結を行ってください。

■生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

■生成AIの利用について

研究開発実施にあたり、生成AIを使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

14. その他、研究開発推進上の留意点

■研究開発課題終了時の対応

(1) 終了時の対応

研究開発課題終了時には、委託研究期間を通しての研究開発成果の報告書及び知的財産権一覧等の提出(研究開発代表者取り纏め)が必要になります。研究開発課題の終了年度において、JSTより別途提出時期を指定します。

(2) 追跡調査

本事業に係る評価等や、研究開発課題終了後一定期間を経過した際に追跡調査を行う場合があります。研究開発代表者は、各種情報提供やインタビュー等への対応にご協力をお願いします。

(3) 研究開発課題終了後の成果の発信

本事業の研究開発成果にかかる成果の発信においては、研究開発課題実施期間中と同様、本事業の成果である旨を明記していただきます。追跡調査を行う場合がありますので、研究開発代表者は可能な範囲で成果の収集を心がけてください。

また、委託研究契約に基づくJSTへの通知や申請等の報告義務は継続しますので、遵守してください。また、研究開発課題終了後に本事業の研究開発成果にかかるプレスリリースを行う場合は、研究代表機関または研究開発機関が主体となって行っていただきます。研究代表者が以下の観点から、JSTが共同発表に入ることが望ましいと考える場合には、JSTへご連絡ください。

プレスリリースをJSTと共同発表する場合の観点

- ・本事業期間中に得られた研究開発成果であること
- ・社会的に大きな関心が予想される研究開発成果であること

(4) その他

事業終了後も文科省、経産省、JSTから問い合わせやご協力のお願いをする場合がありますので御協力をお願い致します。

15. 社会実装に向けた成果展開のための支援

創出された成果の支援終了後のさらなる展開を支援し、社会・経済へのインパクトの最大化を図ります。具体的には、支援期間中から、研究進捗状況や成果を積極的に発信し、さらなる展開の可能性を探ります。また、JST内外の関連事業・制度と連携しつつ、慎重なパートナー選定や産業界・投資家へ受渡しを支援します。

■JSTの産学連携・技術移転関連制度の活用

JSTでは、「新技術の企業化」に係る、各種技術移転支援制度や研究成果の社会還元を促進するため、以下の制度を運営しています。本事業によって得られた成果を実用化につなげていくため、積極的な活用をご提案します。

- **新技術説明会**: 大学、高等専門学校、国立研究開発法人の研究成果(特許)を実用化(技術移転)させることを目的として、新技術や産学連携に興味のある企業関係者に向けて、研究者(=発明者)自らが直接プレゼンする特許の説明会です。
<https://shingi.jst.go.jp/>
- **大学見本市～イノベーション・ジャパン**: 国内最大規模の産学マッチングのチャンスであるイノベーション・ジャパンにおいて、大学等から創出された研究成果の社会還元、技術移転を促進すると共に産学連携を支援するための研究開発成果の見本市です。
<https://www.jst.go.jp/tt/fair/>
- **JSTによる知財化・連携企業等の提案サポート**: 研究課題の公募・採択、研究開始、研究成果の出願・ライセンス活動といった各段階で適切な知財支援を行い、JSTファンディング事業の優れた研究成果の権利化及び権利活用を促進します。
- **大学等知財基盤強化支援<権利化支援>**: 大学等の特許出願であって、大学等が保有することで将来的に技術移転活動及び特許利用の可能性が高いものを、大学等保有のまま外国特許出願費用を支援します。
https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html
- **研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)**: 大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を基にした実用化を目指すための幅広い研究開発フェーズを対象とした技術移転支援制度です。
<https://www.jst.go.jp/a-step/index.html>
- **出資型新事業創出支援プログラム(SUCCESS)**: JSTの各種事業における研究開発成果の実用化をめざすベンチャー精神にあふれる方々を、出資や人的・技術的援助(ハンズオン)により支援する制度です。
<https://www.jst.go.jp/entre/>
- **大学発新産業創出プログラム(START)**: 大学発ベンチャーの起業前段階から民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高いシーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築し、市場や出口を見据えて事業化を目指します。
<https://www.jst.go.jp/start/>

16. JST情報サービスのご案内

■ researchmap

researchmapはJSTが運営する日本の研究者総覧データベースで、約32万人の研究者が登録しています。研究者のプロフィール情報及び業績情報を登録・管理でき、インターネットを通して公開が可能です。また、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなり研究活動の付帯作業が効率化されます。

<https://researchmap.jp/>

■ JREC-IN Portal

JREC-IN Portalは、高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)を公募する際にお使いいただけます。

<https://jrecin.jst.go.jp/>

■ バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)からのデータ公開

• Integbioデータベースカタログ

国内外のデータベース情報を収集し、掲載します。あなたが構築したデータベースの情報をお寄せください。

<https://integbio.jp/dbcatalog/?lang=ja>

• 生命科学系データベース アーカイブ

研究データを、無償で長期的に保管し、公開します。公開に先だってNBDC研究員がデータ整理をお手伝いします。寄託先・バックアップ先としてご利用ください。

<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/index.html>

• NBDCヒトデータベース

ヒト試料由来データのリポジトリです。米dbGAP、欧EGAとともに制限公開データの国際的な推奨登録先です。生命情報・DDBJセンターとの共同運営です。

<https://humandbs.dbcls.jp/>

■ Jxiv

Jxivは、日本で初めての本格的なプレプリントサーバです。未発表の査読前論文(プレプリント)を分野問わず、受付けています。記事は全てオープンアクセスとなり、投稿言語は日本語または英語です。研究成果を早期に公開する発信手段としてご利用下さい。※知的財産権の取得に影響しないように十分に留意してください。

<https://jxiv.jst.go.jp/>

最新版の実施マニュアルや各種様式は
「関係者向け」ページでご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>

委託研究契約に係る書類や研究費執行にあたってのより詳細な留意点等は、
下記「委託研究契約に係る書類」ページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

【問合せ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構
未来創造研究開発推進部

E-mail : edge-ai-semicon@jst.go.jp ※[at]を @ に置換ください
TEL : 03-3512-3543